

守口市不妊検査・治療費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図ることで、早期に適切な不妊治療を開始することを促し、子どもを生み育てやすい環境づくりの推進を図ることを目的として、不妊検査及び不妊治療等（第3条第1項第1号に規定する一般不妊治療及び同号に規定する不妊症をきたす原因疾患の治療をいう。以下同じ。）の費用の一部を助成する守口市不妊検査・治療費助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象者（以下「助成対象者」という。）は、助成金の申請を行う日において、次の各号のいずれにも該当する夫婦とする。

- (1) 戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による婚姻の届出をしている夫婦
- (2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている夫婦
(対象となる不妊検査及び不妊治療等)

第3条 助成金の対象となる不妊検査及び不妊治療等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 医師が不妊症の診断のために必要と認める検査及び不妊症と診断された者が医療機関において受ける不妊検査並びに一般不妊治療（タイミング療法、ホルモン療法並びに夫婦以外の第三者からの卵子、胚及び精子の提供によるものを除く人工授精をいう。）並びに不妊症をきたす原因疾患の治療（卵管鏡下卵管形成術、子宮ポリープ摘出手術、精索静脈瘤手術、精路再建手術等をいう。）
- (2) 妻の年齢が43歳に達した日の属する月の末日までに受けた不妊検査及び不妊治療等
- (3) 戸籍法の規定による婚姻をしている間に受けた不妊検査及び不妊治療等
- (4) 住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳に記録されている間に受けた不妊検査及び不妊治療等
(助成金額及び助成回数)

第4条 助成金の額は、前条に規定する不妊検査及び不妊治療等において、1会計年度に助成対象者が負担した費用の合計額に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2 助成金の額は、一の夫婦に対し、1会計年度分につき50,000円を上限とする。

3 助成金の交付回数は、一の夫婦に対し、1会計年度分につき1回とする。

(申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、不妊検査又は不妊治療等を受けた日の属する年度の翌年度の9月末日までに、守口市不妊検査・治療費助成金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 守口市不妊検査・治療費助成金申請に係る証明書

(2) 戸籍謄本、戸籍抄本その他婚姻を確認できる書類（夫婦が一の住所を共に有する場合を除く。）

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、第5条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、予算の範囲内で助成金を交付すべきものと決定したときは守口市不妊検査・治療費助成金交付決定通知書により、助成金を交付しないものと決定したときは守口市不妊検査・治療費助成金不交付決定通知書により通知するものとする。

2 市長は、助成金の交付の申請から60日以内（申請内容を補正するための期間を除く。）に当該申請に係る助成金の交付の決定又は助成金を交付しない旨の決定をするものとする。

(交付)

第7条 市長は、前条の規定による交付の決定をしたときは、当該決定した日の属する月の翌月末日までに助成金を交付するものとする。

(取消し及び返還)

第8条 市長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

(1) 不正な手段により助成金の交付を受けたとき

(2) その他この要綱に違反したとき

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、不妊検査・治療費助成主管部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年7月28日から施行し、改正後の守口市不妊検査・治療費助成金交付要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和3年3月31日以前に不妊検査・治療を開始した夫婦に対する守口市不妊検査・治療費助成金であって、同日から引き続き継続して受ける不妊検査及び不妊治療に係るものについては、改正後の第3条から第6条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。